

第18回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年11月12日(木) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 東京高等検察庁第2会議室(17階)

議 事

伊藤座長 それでは、始めたいと思います。御多忙のところをお集まりいただきましてありがとうございます。御欠席の方がいらっしゃるようですが、定刻ですので、第18回外国弁護士制度研究会を開会いたします。

初めに、本日の議題と配布されている資料についての説明を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 本日の資料は2点ございます。

まず資料31ですが、「事務所に対する規制について（改訂）」と題する書面です。

次に資料32ですが、「組織変更等の在り方について」と題する書面です。

本日は、前回積み残しの論点、つまり、事務所に対する規制の在り方という論点のほかに、組織変更等の在り方、また、中間取りまとめの段階では「A法人」、「B法人」という言い方をしていた法人の名称について、どのような名称が望ましいのか、といった点についても御意見を頂きたいと考えております。

以上でございます。

伊藤座長 それでは、早速ですけれども、事務所に対する規制改訂案ですが、これを参考に検討を進めていきたいと存じます。論点の趣旨ですとかさまざまな状況を検討した配布資料がございますので、幹事からの説明をお願いした上で、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。それでは、渡邊幹事、どうぞよろしく。

渡邊幹事 それでは、資料31を御覧ください。資料31は、前回お配りしました資料を改めて整理し直して作ったものでございます。論点の趣旨については前回御説明しましたので、本日は簡単に御説明いたします。

まず、論点は、大きく2点ございまして、B法人の事務所に対する規制の在り方についてということと、A法人の事務所に対する規制の在り方についてとなっております。

前回議論になりましたのは、B法人の事務所に対する規制の在り方についてということでございまして、この「1.」の「(1) 論点1」にございますが、B法人が複数の事務所を設置することを許容するものとした場合、それぞれの事務所における法人の業務運営の適正を確保するために、その事務所に対してどのような規制を行うべきか、このような観点から御議論いただきました。幹事の提案は、前回の関係で申し上げますと、ここにありますとおり、各事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐を義務づけるものとする。その上で、その常駐すべき社員の在り方については、弁護士であるか外国法事務弁護士であるかを問わない。ただ、弁護士が常駐しない事務所については、日本法に関する法律事務の取扱いの適正をどのようにして確保するのか、こういった点が問題になると考えまして、弁護士である社員が常駐しない事務所については、日本法に関する法律事務を取り扱うことができない、このような考え方を提案させていただいたところでございます。

ただ、前回は、その常駐すべき社員の在り方について大きく議論になりまして、もう一度事務局の方で整理するようにとの御指示がありました。そこで、この間、座長に御相談しながら、幹事間でいろいろな考え方を検討した結果、このペーパーに記載してありますとおり、二つの案を提案させていただくことにしました。

まず、論点1ですが、さらに2点ほど論点がございませう。

各事務所については、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐を義務付けるものとする、このような考え方についてどのように考えるか、これがまず1点目の論点でございます。

次いで、このような考え方を採用する場合には、常駐が義務づけられる社員について、次のような二つの考え方がございませうが、どのように考えるか、これが2点目の論点でございます。

この二つの考え方について御説明します。

まず、A案ですが、これは、常駐すべき社員が弁護士である社員とすべきであるとする考え方でございませう。

次に、B案ですが、これは、前回の幹事案として、弁護士である社員又は外国法事務弁護士である社員のいずれであるかを問わないものとするが、弁護士である社員が常駐しない事務所においては、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとするとの考え方でございませう。

この論点につきましては、適宜、補足的に御説明させていただきたいと思っております。

次に論点2ですが、社員の常駐義務を課した場合に、社員の常駐義務を解除する例外的措置を講ずるものとするかどうかということでございます。これも前回申し上げましたとおり、論点1の考え方を採用した場合に、従たる事務所における社員の常駐義務については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置を講ずるものとするということについてどのように考えるかということでございます。

次に、「2.」、A法人の事務所に対する規制の在り方についてでございますが、これは、前回申し上げましたとおり、既に中間取りまとめにおきましては、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、弁護士法人の場合とは異なりまして、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除するような例外的措置を講じないものとする、このような取りまとめがされたところでございませうが、この考え方につきましては、パブコメの際に欧米の関係団体から反対の御意見も頂戴したところでございませうので、改めて御審議いただきまして、なお中間取りまとめのような考え方を維持するのかなのか、このあたりを御議論させていただきたい、このように考えております。

説明は以上でございます。

伊藤座長 それでは、事務所に対する規制について、それぞれの論点に関して順次御意見を頂戴したいと思っております。

まず、ただいまの資料31の1頁の「(1) 論点1」のところでございますが、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐を義務付けるものとするということについてどのように考えるかということですが、ここはよろしゅうございませうか。こういう考え方ということで、これが言わば前提になって次の点に発展いたしますけれども、「このような考え方を採用する場合には」ということで進んでよろしいですか。

それでは、そこは御了解いただいたといたしまして、そこで、常駐が義務づけられる社員について次のような考え方があるが、どのように考えるかということで、前回の議論を幹事の間で整理をしていただきまして、A案、弁護士である社員が常駐しなければならない、それ

からB案、いずれであるかを問わない、ただし、弁護士である社員が常駐していない事務所においては、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとするという二つの考え方に整理をされておりますので、これを中心としながら御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中川委員 A案の場合は、これはいわゆる本店と支店とある場合に、それぞれ本店、支店とも日本の弁護士がいなければいけないということによろしいのでしょうか。

渡邊幹事 はい。

中川委員 分かりました。

そうすると、B法人というのは、日本弁護士と外国法事務弁護士が1人ずついればできるという法人だとすると、支店には必ず弁護士がいなければいけないとすると、最低3人いなければいけない。法人の設立要件として。支店をつくる場合にはですね。支店を設ける場合には最低3人いなければいけないということになって、そのうち2人は日本弁護士でなければいけないということになるということですよ。

伊藤座長 ということで中川委員から確認がございましたが、ということになりますよね、論理的に。必ず弁護士である社員がどこの事務所にもいないといけないわけですから、日本弁護士1人、外国法事務弁護士1人の2人では駄目なわけですね。

中川委員 そうですね。そうすると、仮に支店を設けるとすると、最低ラインが3人で、そのうち2人は日本の弁護士ということになる。

中川委員 それを前提にしますと、結局前の中間取りまとめのときの議論に戻るのですけれども、日本の弁護士の独立の問題で、過半数ルールを入れるかという議論があったときに、私としては、それは要らないという意見に立ちましたので、これがこのところで出てくると、過半数ルールを入れたということになってしまうので、そこまでやるというのは、前の議論との関係では整合性が私としてはとれませんものですから、このA案というのは、そういう意味で、論理的には採れないかなと思っております。

出井幹事 中川委員がおっしゃった、中間取りまとめのときに議論をした最低社員ルールとの関係ですけれども、確かに、A案でいく場合には最低3人必要である、その最低限の人数でいくと、3人のうち2人は日本の弁護士でなければいけないというのは確かにそのとおりです。ただ、A案の場合も、例えば全体で10人のうち8人は外国法事務弁護士で、2人が日本の弁護士で、1人が主たる事務所において、もう1人は従たる事務所に常駐している、そういうのも可能なわけですね。確かに最低人数ということで考えると、マジョリティールールがそこに一部入ってきてしまいますが、その限度で中川委員がおっしゃったことが妥当するということになるかと思えます。

牛島委員 私は、それはマジョリティールールとは全く別のことを言っているのであって、マジョリティーを要求しているわけでも何でもないということだと思います。私は、日本弁護士の社員のみを常駐がなぜマジョリティールールの要求になるのか、よく理解できない。マジョリティールールの定義の問題だと思いますけれども、「どんな場合にも日本弁護士を過半数要求する」というのが、あの状況下でのマジョリティールールであって、残念ながらそれが入れられなかったわけですけれども、ここでそのマジョリティールールを別の概念として、と私は思うのですけれども、引き合いに出すのは、それは違うのではないかなという気はいたします。

伊藤座長 論理的にはおっしゃるとおりで、別にマジョリティールールそのものを意味するわけではないですね。ただ、ある状況下においては同じ結果が生じ得るというだけのことかと思いますが。

中川委員 それは確かに、こんなケースがそうあることはないと思っはいるのですが、その最低限のことを考えた場合に、3人のうち少なくとも2人が日本弁護士でなければ法人としては成立しないというルールであることも一方で間違いないわけですね。そうしますと、では、このルールを入れなければいけない理由は何なのかというところの説明がきっちりないと、これはやはりマジョリティールールを入れたということと事実上同じ結果になりますので、そこは違うとおっしゃられても、同じように見える以上は、何らかの理屈が要ると思うのです。そのときに、ではなぜA案を採らなければいけないのか、採らなければB法人の本質が維持できないのかというところの主張をやはりいただかないと、マジョリティールールとは違うということについては理由にはならないと思います。

伊藤座長 その点は前回、牛島委員からいろいろ御意見をいただいたところかと思いますが、あえてもう一度その点を確認していただきます。

牛島委員 私が考えておりますことは、これはむしろB案であるわけにはいかないということだと思うのです。A案だということだと思いますけれども、B法人である、つまり日本法も扱う法人であるという看板を掛けるわけですから、そこに日本の弁護士がいないと、看板と中身に偽りがあって問題ではないかという、ごく常識的なことです。

中川委員 それはB法人としての看板だと思うのですが、事務所ごとにその看板を保っておかなければいけないのかというのがまた別の論点としてあって、私は、それは必要ないのではないかと思っています。それがB案の担保の取り方だと思うのです。ですから、支店には外国法事務弁護士しかしない、日本弁護士はいないというのであれば、日本弁護士がいないので、仮にそこに日本人の外国法事務弁護士がいたとしても取り扱えませんということをきちんと標示をすることで誤解のないようにしておけば、それは看板の違うものがあるとまでは言えない。B法人は少なくとも混合法人なのでどちらも取り扱えるということですから、そこはそれで担保できるのではないかと思っています。

伊藤座長 それぞれの御意見はよく分かりました。

松木委員 今の、日本法に関する法律事務を取り扱うということの意味なのですけれども、例えば一つのB法人ができて、そこにお客さんが来て、たまたま最初に会ったのが外国法事務弁護士であったとします。しかし、相談の話を聞いてみたら、これは日本法の問題だとなったので、その方に、「こちらに行って日本の弁護士に話を聞いてください」と、こういうふうに持っていくのは、あっせんでも何でもなくて、できるわけですか。

渡邊幹事 それはB法人の場合ですか。

松木委員 B法人の場合。

渡邊幹事 それはおっしゃるとおりだと思います。

松木委員 できるわけですね。

渡邊幹事 はい。

松木委員 そうすると、事務所が二つに分かれたときに、同一の事務所の従たる事務所に外国法事務弁護士だけがいて、たまたまそこで話を聞いたなら、それは日本法であった。「では、日本法なので、こちらの主たる事務所には日本の弁護士がいますから、その人が今度何曜日

には来ますから、その人に相談してください。」ということをやったときに、これは日本法を取り扱ったことになってしまうのですか。

渡邊幹事 そこがB案の非常に難しいところでございます。先ほど委員から御指摘がありましたとおり、あくまで依頼者との関係においては、法律事務を取り扱うのはB法人であって、事務所ではございません。そういった意味では、依頼者が、日本弁護士の社員が常駐していない事務所に相談にお越しになられて、法人がその依頼を受任するのであれば、それは日本弁護士の社員が常駐する事務所を紹介して、その事務所が中心となって受任した案件を取り扱うということになるかと思えます。

B案の趣旨を補足的に説明します。社員の常駐義務を課するかどうかという議論は、複数の事務所ができたときに、法人としては、法人に課せられた規制をきちんと遵守していくために、それぞれの事務所をガバナンスしなくてはいけないわけです。ところが、ある事務所には社員が常駐するけれども、ほかの事務所には社員が常駐しない、そういう場合に、社員が常駐しない事務所において、例えば、資格のない事務員が法人の規制を遵守しないで、例えば法律事務を自ら取り扱ってしまったような事例が生じやすい。だから、そこをきちんとガバナンスするために、それぞれの事務所に法人業務の運営の権限と責任のある社員を常駐させよう、これがこの論点の趣旨でございます。では、その常駐すべき社員はどのような資格の方で在るべきかということを考えた場合に、今申し上げたように、法人、あるいは事務所のガバナンスを確保するという意味においては、それは法人に課せられた規制をきちんと遵守できるかどうか、これについて権限と責任を持っているのは社員ですから、それは日本の弁護士である社員であろうとも、外国法事務弁護士である社員であろうとも、それは変わりがないのではないかと、このような考え方を推し進めるとB案になるわけです。

ところが、B案を採用した場合には、弁護士である社員が常駐する場合と、弁護士である社員が常駐しない、すなわち外国法事務弁護士である社員しか常駐しない事務所が論理的には出てくるわけです。外国法事務弁護士である社員しか常駐しない事務所が設けられた場合には、その事務所には弁護士である社員が常駐していないわけですから、そういった意味では、その事務所において実質的に日本法に関する法律事務を取り扱ってしまうような事例が生じやすくなるおそれがあるのではないかと。これはもちろん法人に対する規制に違反していることになるわけですが、ただ、そういった状況がほかの事務所に比べて生じやすい。例えば、外国法事務弁護士である社員がその事務所に常駐する使用人である弁護士を指揮監督しやすい状況が生じやすくなる。そうすると、不当関与の問題が類型的に生じやすい状況になる。このような事態が発生しないようにするために、どのように担保していくのか。このようなことを考えると、その事務所においては、日本法に関する法律事務を取り扱わせない、これを政策的に行為規制として掛ける、これがB案の趣旨でございます。

伊藤座長 どうぞ、ほかの委員の方、A案、B案を中心にして御意見を承れればと思います。

佐瀬委員 私は、今のお話を聞くまでは、どちらでもよいのではないかと考えていたのですが、実は、例えばB案であっても、標示さえきちんとすればよいのではないかと考えていたのですけれども、今、松木委員が言われたように、それでは、「週に何度か来るから、そのときに聞いてください。」といった場合の標示の仕方はどうなるのだろう。例えば、日本法はできませんと事務所には書いてあるけれども、来た場合はできるということになるわけですね。日本の弁護士がです。日本法の弁護士が例えば週に2日来ます、だから外国法事務弁護

士だけが、例えば支店に社員が常駐していたというときに、基本的にはそこではできないという標示をするのであれば、例えば、ここに書いてある「日本法に関する法律事務を取り扱うことができない」というふうにしているとすると、日本人の弁護士が来たときは日本法に関する法律事務を取り扱ってもいいですよということになるので、混乱が生じるなどという気がするのです。だから、制度としては単純な方がいいなという気がしてきて、私は、単に標示だけの問題で解決すればいいのではないかと思っていたのですけれども、制度としては単純な方がいいなということで、やはりA案の方が簡明でいいのだろうなという気が、私は今議論を聞いていていました。

伊藤座長 今の点、渡邊幹事。

渡邊幹事 今回の点に対するコメントになりますが、この事務所では日本法に関する法律事務については対応できませんという標示をするのか、この事務所に常駐している社員はこういう資格を持った社員ですという標示をするかという問題があるかと思います。先ほど御説明しましたとおり、実質的にその事務所で取り扱っていると評価できるような態様での対応はできませんということであって、法人として日本法に関する法律事務を取り扱うことは何ら問題がないわけです。そういう意味では、例えば東京の主たる事務所に常駐している社員が弁護士であるとし、その弁護士が中心になって、その東京事務所のアソシエートの弁護士や、あるいは事務員を使って、そこをメインにこの案件を処理していく。もちろん、利用者の利便性を考えれば、その従たる事務所の方に出張して打合せをすとか、そういったことは当然考え得るわけであって、要するに、評価として、どの事務所において処理をされたかというところが問題になるものですから、利用者に対する標示という意味では、この事務所では日本法を取り扱えませんという標示でよいのか、適切なのか、これはまた別途考える必要があると思っています。

佐瀬委員 そうすると、例えば、今の弁護士法人でも同じだと思うのですけれども、地方の単位会がそこを監督しているわけですね。単位会は、例えば、今言われたとおりに、人に所属しているから、事務所としてはできるのだということになると、具体的に監督できるのかなという気がするのです。単位弁護士会として、「あの事務所は、外国法事務弁護士だけいるときはできないけれども、日本弁護士が来たときはできるのだ。」と。それはどうやって監督できるのかなという気がします。監督の仕方も複雑になるなという気はしなくはないのです。

渡邊幹事 御指摘の監督の問題は、このようなケースに限らず、すべての場合においてそうではないかと思うのです。つまり、どのような端緒によって日弁連や単位会が調査をされるのか、それはいろいろなケースがあるかと思います。例えば、事務所の事務員や事務局長が依頼者と勝手に相談をして非弁のようなことをやっているといった情報を得た場合にも、結局、それは事実関係を調査しないと分からないわけですし、事実関係を調査しなければ明らかにならないという意味においては、御指摘のような場合も、資格のない者が法律事務を取り扱っているような事例においてもそれは同じではないかと思います。

伊藤座長 何か今の点で。中川委員、どうぞ。

中川委員 先ほどの事例で、結局、その支店には外国法事務弁護士しか登録されている人がいない。でも、顧客の利便のために東京の本店の日本弁護士が来て、週1回、依頼者と打合せをする。それは場所としてその支店を使ったとしても、仕事としては東京の本店の事務所

が扱ったということになって、監督はやはり東京の弁護士会、所属している弁護士会が監督するというふうに理解していたのですが、違うのでしょうか。

渡邊幹事 それもケース・バイ・ケースだと思います。私が弁護士会の監督について語ってよいのかどうか分かりませんが、論理的に考えれば、結局、ある違反事例、弁護士法違反ないし外弁法違反ではないかと思われる問題が生じた場合に、それをどこが調査をし、どこが違反を是正していくような活動をされるのかというのは、まずは、その違反事例が事務所の運営の問題であるとするならば、その事務所を管轄する単位弁護士会が調査されるでしょうし、あるいは、事実関係をよく調べてみたら、それは東京の主たる事務所の方の問題であるということになれば、それは東京には三会の単位会ありますが、その所属する単位弁護士会が調査されることになるのではないかと思いますけれども。

中川委員 監督の問題はまた別個の問題として理解した方がいいということですよ。

渡邊幹事 そうですね。ですから、そういう意味では、この問題もそうですし、あるいは不当関与の問題もそうですし、いずれにしても、業務の内容は外からつまびらかでない、そのために、どういった調査権限を与えるか、どういった監督権限を与えていくか、これは論理的には別の問題ではないかなと考えております。

牛島委員 事情の分かった人間が、事情が分かって細かいことをいろいろ議論するのは、それはそれでいいのかもしれませんが、最近よく言われますけれども、大変ソフィスティケートされた、きちんとした、弁護士などより実際は能力のある顧客である場合は問題ないのかもしれませんが、立法は、これは釈迦に説法ですけれども、国民のためにあるわけで、国民目線から見て、「何でもやります。」という事務所に行ったら、「いや、私はできません。」と言われる。ではできないのかと思ったら、「いや、時々はできるのです。」、あるいは、「東京へ行ったらできるのです。」と。それは、私は、議論する価値がないほど滑稽に、常識外れな気が、これは非常に不謹慎な言葉ですけれども、するのです。議論を詰めていけば、私は何でもできると思います。そして、渡邊幹事の言われるとおり、事実関係をつまびらかにすればすべて分かること。もちろんです。最高裁まで行けば、クロとシロは全部決着付くわけですから。でも、そういうものをつくるのですかというのが私の疑問です。根本にある疑問は、そういう複雑な、緻密な議論をして、本当にそのようなことを一所懸命考えて何とか対策を立ててと考えるなければいけないような、そんな話をしているのでしょうか。私はまだ入口の外側にいて、大変申し訳ないのですけれども、そういう気がします。

高中委員 今まで閉鎖的なことばかり言っている私が開放的なことを言うと非常におもしろいわけですが、逆に今まで開放的な先生が閉鎖的になりまして非常におもしろいと思っています。私はB案です。なぜかといえば、司法書士が現にもう制度としてやっているからです。簡裁訴訟代理権業務に関連してですが、サラ金整理をやっている司法書士とそうでない司法書士が法人を作って支所を出したときに、認定司法書士のいない支所では、「うちはサラ金整理できません。」というわけですね。司法書士法40条で、特定社員が常駐していなければ簡裁訴訟代理関係業務をやってはいけないというシステムがあるわけですね。認定司法書士でない人が常駐しているのであればそういうことをやってはいけない、それについては法人を運営する司法書士を信用するという立て付けになっているのです。

外国法事務弁護士も、日本の弁護士との同質性を強調することについて異論を唱えましたけれども、この人たちがやはり信用してよろしいのではないかと思うのです。この人たちが

基本的に脱法行為をして日本法を取り扱うという前提で物を考えてはいけないわけで、松木委員がおっしゃったような案件で言いますと、それは「日本の弁護士のところへ行きなさい。」、あるいは、「こちらへ来るから2日後に来なさい。」というレベルで足りるはずなのです。

もっと言えば、B法人のクライアントは、申し訳ないですが、法律扶助を使うような、離婚で駆け込むような人が門前市をなすとは到底思えない。1日、2日の余裕がないということはないのです。だとすれば、ここはB案でしょう。

中川委員がおっしゃっているように、この「弁護士である社員」というのは非常に簡明ではあるけれども、何でこれをやるのかという意味があります。どうしても弁護士だといえ、あるところによっては、登録したてといひましようか、ほとんど統治能力、ガバナンス能力のない者を無理やり社員に持って行って配置するというような脱法行為をやろうと思えばできるはずでして、根本を考えていった場合には、B案でよろしいと思うのです。B法人制度をつくらうということで、「すべてについて日本の弁護士制度を超えた優遇策を外国法事務弁護士に」などということは思っておりませんが、恐らく扱いとしての公平性ということからいけば、B案でよろしいのかなと思います。

佐成委員 私も、今、高中委員がおっしゃった意見に賛成でございまして、理屈といひますか理由は、高中委員がおっしゃったことが非常に説得力があるなど私は感じました。

あとは、A案というのはどうも「弁護士である社員とすべき」というふうになっていますので、外国の方に発信するにはちょっと何か閉鎖的な印象を与えて、またいろいろそういう議論を呼ぶのではないかなという気がしまして、本質的な部分からすると、そこまで規制を掛ける必要性はないし、対外的に外国の弁護士の皆さんに日本は閉鎖的であるみたいな、そういうメッセージを与えるのはどうかという気がいたしますので、特に必要がなければ、やはりB案というのがいいかなと感じております。

伊藤座長 分かりました。どうぞ、他の委員の方も。

杉山委員 皆さん方の話を聞いて、論点整理みたいな感じで考えていたのですが、結論的に言うと、私もB案です。高中委員の意見と牛島委員の両極端の、両者の意見を聞いて私なりに考えたのは、B案でいいのかなと思いました。

それは、両者から見ると、誤認されやすいということはあるかもしれませんが、やはり幅広く、B法人をつくった場合に、いろいろな活動がしやすいようにした方がいいと思うのです。そこに訪ねて行って、日本法のことについて相談したいが外弁しかいなかったといった場合には、さきほど松木委員がおっしゃったように、それでは日本法の弁護士を紹介してこうだということができますし、外弁の方だって法律のプロですから、そういうような使命感があるだろうし、不当関与というのは、あるかもしれませんが、それについてはきちんと、今度こういう法律をどういうふうを書くか分かりませんが、それなりのペナルティーもあるだろうと思います。それから、行為規制、問題があったときに監督をどうすべきか、単位弁護士会とか日弁連の方で考えているわけですから、そういう大きな問題が起きた場合の対応策だってきちんとやってもらわなければいけないと我々は言っているわけです。そういうことであればB案でいいというのが私なりの考えです。

伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

下條委員 私も高中委員の意見に賛成で、B案でいいと思います。前にも申し上げましたけれ

ども、これは表示の問題と関係するので、日本弁護士がいない支店でもって「日本法はできません」という表示を一々させるのも非常に現実的でないというか、そういうふうに思います。私は、表示の問題としては、本店にも支店にも日本弁護士と外国法事務弁護士の社員がいる、そういうものだけを「弁護士法人－外国法共同事業」というふうに呼んで、それ以外のものはすべて、今の例のように、支店には外国法事務弁護士の社員しかいないような、そういうものも含め、すべて「外国法事務弁護士法人－外国法共同事業」というふうに呼ぶことにして、利用者の方から見て分かるようにしたらいいのではないかと思います。

渡邊幹事 今の下條委員の御発言に対する質問なのですが、今、委員がおっしゃった標示の在り方の問題ですが、これは、日本弁護士が常駐していない事務所の場合についてのみそういった標示の規制を掛けるという御趣旨なのか、あるいは、B法人が事務所を設けた場合には、すべての事務所において、どの事務所にどういう社員が常駐しているのかということをつまびらかにする、標示させるという趣旨なのか、それはどちらなのでしょう。

下條委員 今申し上げましたように、本店の方にも支店の方にも日本弁護士と外国法事務弁護士の社員弁護士が常駐している、そういうもののみを「弁護士法人－外国法共同事業」と呼ぶ、それ以外のものはすべて「外国法事務弁護士法人－外国法共同事業」と呼ぶ、そういう趣旨です。

中川委員 そうすると、本店に日本弁護士と外国法事務弁護士がいて、支店には日本弁護士しかいない、そういう場合にはどう呼ぶのですか。先ほどのですと、全部外国法事務弁護士法人外国法共同事業と「外国法」になってしまうのですけれども、そういう場合は何か。

下條委員 それはちょっと困りますね。その辺は少し修正した方がいいかもしれません。

伊藤座長 どうぞ、越委員、お願いします。

越委員 私は質問をいたしたいと思っているのです。それは、B案の3行目に出ている「事務所においては」というところの、「おいては」の意味なのです。これは具体的にどういうことを意味するのか。

その質問の背景を御説明するために二つ申し述べたいと思います。」一つは、利用者と弁護士との関係は、必ずしも地理的な距離は問題ではないケースが多々あるということです。私自身の過去10年間の中で思い出すと、秋田県で3社再建したときは、M&Aが絡みますし、当時できたばかりの民事再生法に通じていらっしゃる弁護士というのは、とりあえず地元で見付けることは難しかったので、基本的には、事業譲渡その他すべて東京の先生にお願いいたしました。クライアントは秋田にいるのだけれども、ローヤーの方は東京にいるということなので、地理的に離れていると扱えないということはまずないということが1点です。

それからもう一つの質問の背景は、概念の立て方として、法律事務を取り扱うのは法人であって、「事務所が取り扱う」という概念は今までなかったと思うのです。ですから、「事務所において」というのは、言葉としてどういう意味なのか。多分、そのオフィスの中においてという物理的な場所のことを言っているわけではないでしょう。

料金を請求されて、タイムシートをいただいて、「これだけの時間が掛かったからこれだけの弁護士料金を払ってください」というものが通常は来るわけですが、それに書いてある弁護士の方のお名前を見ると、それは主たる事務所にいらっしゃる日本弁護士の方のお名前になっているとしましょう。このときに、従たる事務所、これが例えば秋田としましょうか、秋田に従たる事務所があって、そこには例えば外弁の方が社員としていらっしゃる

けれども、若手の日本弁護士の方がいらっしやって、その方はまだパートナーでないという
ような状況だとしましょう。

日常的には秋田の地元でその若い方の先生に御指導いただくとしても、その先生は、本店
にいらっしやるベテランの日本弁護士の方の御指導を受けながら、その指揮のもとにされて
いる。ファクスもあるし、メールもあるし、電話もあるしということで、そのお2人の日本
弁護士の方が、場所は東京と秋田だけれども、クライアントの日本法に関する事務の面倒を
見てくださっている。そうすると、タイムシートに書かれている、御指導して下さった弁
護士の方が本店にいらっしやればそれでいいのではないかなと。

だから、結論としては、私はB案でいいと思うのですけれども、ただ、その場合に、この
3行目の「おいては」という語の意味がちよっとよく分からなくなってしまったのです。
伊藤座長 では、ただいまの点は渡邊幹事から説明をさせていただいて、それから、この問題の
権威の高中委員にも、特に司法書士法の関係もございますから、もし何かあれば補充してい
ただくということ。

渡邊幹事 確かにおっしゃるとおり、法人があくまで法律事務の取扱いの主体となるもので
から、事務所が取り扱っているというのがやや違和感のある、それはおっしゃるとおりだ
と思います。「ににおいては」という言い方が適切なのかどうなのか、これは今後、研究会の最
終報告をいただきますが、立案作業、条文化をする作業をする際には、そこはもう一度練っ
て考えてみたいと思います。

幹事の方で記載させていただいている趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございまして、
要するに、利用者からすれば、利用者がいつも面談を受けたりしているのは例えば秋田の事
務所です、そういうことは事例としては、利用者の利便性を考えればあり得ることだと思
います。あるいは電話で打合せをする、メールで打合せをする、ファクスで必要な情報をやり
取りをする、こういったことは十分にあり得ることなので、利用者が秋田から一歩も出ない
ということはあるのだと思うのです。ただ、当該案件についてどのような処理を行うの
か。その処理の体制としては、実は、秋田事務所のアソシエートの日本弁護士がほとんど処
理していて、その日本法案件の業務執行権、代表権を持っている日本弁護士である社員の判
断が形骸化してしまっているということがあり得るわけです。一方で、そうではなくて、東
京事務所の日本弁護士である社員がきちんとその秋田事務所の日本弁護士を使いこなして処
理している分には、それは評価としてはそういう場合もあり得るのではないかと考えていま
す。非常に歯切れの悪い言い方ではございますが、結局は、最終的には、当該案件がどのよ
うな体制で処理をされたのか、その事実関係をつぶさに見た場合に、それは東京の事務所で
取り扱ったと評価できることなのか、あるいは、それは秋田の事務所で取り扱ってしまった
と評価せざるを得ないのか、そこは評価の問題になってしまうのかなと思っています。

もう一歩進めて言うならば、例えば東京事務所にいらっしやる社員の日本弁護士の監督が
形骸化していて、実は、秋田事務所の使用人である日本弁護士が専らその事件を取り扱っ
ていて、その日本弁護士があたかも社員の権限と責任を行使しているかのような状態になっ
ているような場合があるとすれば、それは、要するに従たる事務所に社員の常駐を義務付けた
趣旨が損なわれているわけですから、許されないということになるかと思っています。結局、
なぜ事務所に社員を常駐させるのかという趣旨との兼ね合いの問題なのかなと私は考えてお
ります。

越委員 アソシエートの日本弁護士とパートナーの日本弁護士の方がいらっしゃったときに、「パートナーの方の指揮監督のもとできちんといわれている」のか、あるいは、「形だけそう見せているけれども、専らアソシエートの方がやっていたらいい」のかという実態であるのかという問題は、多分、秋田と東京に分かれているときにだけ生じるのではなくて、同じ秋田とか同じ東京の中にパートナーとアソシエートが物理的には一緒にいらっしゃるという場合でも起きる問題だと思いました。

伊藤座長 高中委員、今のような司法書士法の規定との関係での説明でよろしいでしょうか。

高中委員 司法書士法は全然知らないのですけれども、ただ、どうも意味合いからすると、地理的な問題に着眼していると思わざるを得ないのです。

もう一つが、簡裁訴訟代理業務という特殊性でしょうか。簡裁訴訟代理権業務というのは140万円までなのです。それに絡まる事件ということになってまいりますから、大多数はクレジット、サラ金関係の事件と言ってよろしいのではないかと考えているわけです。現に今の運用も、電車のつり革広告でも御案内のとおり、サラ金債務整理の方に、司法書士の方が参入している。土地事件だとかいう少額事件についてもかなり参入があるというデータが司法統計年表にあるようですけれども、いずれにしても少額な事件で、要するに駆け込み寺的に来て、そこである意味で、完結してしまうというたぐいのものが多いものですから、そこで、「事務所においては」というふうになったのだらうと想像するのです。

おっしゃるとおり、今の通信手段の発達ぶりからいいますと、電話でやればいい、ネットでやればいいということになると、本部とやれないということの規律を設ける意味がどこにあるのだということとはよく分かるのです。確かに裁判所でも電話会議というのが通例化している時代です。コンピューターを使えばデータは即時に出る。最新の通信技術を使えば何もこういう規律をすることはないではないかというお考えはよく分かるのですが、やはり簡裁訴訟代理関係業務という事務の性格から見ると、スペースに着目せざるを得ない、こう思うわけです。

それでは、B法人について、松木委員がおっしゃったように、それは大きな案件ですから、電話会議でできるではないか、ネットでいいではないのか。東京に日本の弁護士が常に常駐していて、例えば秋田、大阪でもいいけれども、そこに外国法事務弁護士がいても、何の問題もなくコミュニケーションがとれるのではないのかという考えもおありになるかもしれません。でも、そこまで果たして安心していいのか。通信手段のテレビ電話ですべてを代用できるかと言われると、やはり問題があるかと思えます。この「事務所においては」という考え方は、表現の仕方については、渡邊幹事が言うように一工夫が必要なのかもしれませんけれども、このコンセプトそのものは維持してよろしいと私は思います。

牛島委員 幾つか分からないことがあるのですが、例えば司法書士という方には、社員でない、アソシエートという立場はあるのですか。つまり、私の理解するところ、司法書士というのは雇われてはいけないというように理解していたのですが、そんなことはないですか。雇われ司法書士というのは法的には存在してはいけないのだと。

高中委員 雇われ司法書士？

牛島委員 ええ。司法書士はそれぞれ独立してやっているのだというふうに司法書士から聞いたような気がするのですが、そんなことはないですか。

高中委員 事務所によっては司法書士がきちんと雇用されていますでしょう。弁護士委員の事

務所の中にも実際に雇用している方います。

牛島委員 そうですか。済みません、私、司法書士の法制度について、雇用される司法書士というのがあり得るのか知らなかったものですから。

高中委員 かなりの数いるのではないですか。

牛島委員 済みません、ありがとうございます。

それで、私、やっとその中身に入っているのかもしれませんが。B案は、ひょっとしたら別の考え、つまり、先ほど来の議論を伺うと、外弁は職務制限があるということを行っているだけではないかという気がするのです。それは何もこういうB案のような書き方をするまでもなく、職務制限があるだけのことではないかなと。既に、「事務所において」という書き方がいいのかどうかということについては、コンセプトを維持すべきだという言葉をいただいているのですけれども、逆に、東京と福岡と仮定して、本店は東京と仮定して、東京の日本弁護士社員が福岡に行って、その支店で業務をして、もちろん日本法に関する法律事務のつもりですけれども、それをしているというのは、B案では、それをしてはいけないという意見はないと思うのですけれども、文字どおり読むと、いけないようにも見える。つまり、福岡支店は弁護士である社員が常駐していない事務所だから、そこでは日本法に関する法律事務を取り扱うことができない。でも、それは、松木委員の表現によれば、水曜日は来ているからやっているのですと。それは私も実質的に余り問題なさそうな気がするのです、それも否定する必要もないのではないかなと。これはすべて越委員が質問されたことから、なるほど、いろいろな問題があるのだなということを感じ始めたのですけれども、結局何を守ろうとするためにB案は一定の制限を付けるのかということがよく分からなくなったのです。よく分からなくなったから質問させていただいているのですけれども。要するに、職務制限では足りない理由というのは何なのかということなのです。それは、言い換えれば、常駐を求める目的は何なのかという、先ほどどなたかからお話がありましたけれども、それにもつながるのかなと思うのです。全然観点が違って申し訳ないのですが、職務制限では足りないだろうと思われる理由というのを教えていただけませんか。

渡邊幹事 先ほど松木委員の発言に対して私がお答えしたところで説明していたと思うのですけれども、おっしゃるとおり、これまでの中間取りまとめまで御議論いただいたところでは、日本法案件については、日本弁護士である社員のみが意思決定をするし、内部的な執行行為を行うし、代表行為を行いますと。逆に、職務制限というおっしゃり方をされましたが、外国法事務弁護士である社員は日本法案件には一切タッチさせないと。ただ、以前に議論されたとおり、異なる権限の方々が一緒になった場合には、不当な関与がされるおそれがありますねと。そういう危険が典型的にあるものですから、不当関与の禁止というルールを設けましょう、外国法共同事業の場合と同様のルールを設けましょう、こういう議論だったと思います。それを前提とすれば、法人としては、どの場所、事務所において業務を行っても、それは法人業務にほかならないわけですから、何も常駐義務の議論の中で殊更にそれを言う必要はないのではないかと。つまり、法人業務として行う日本法案件は、どこかにいらっしゃる日本弁護士である社員が業務執行、意思決定、代表行為をしなくてはならない、このルールに変わりはないわけです。

ただ、一方で、さきほど申し上げたのは、当然、社員はどこかの事務所に常駐されるわけです。それは、日本弁護士である社員だけが常駐している事務所もあれば、外国法事務弁護

士である社員しか常駐していない事務所も設けられることになるわけですね。そういう事務所が論理的には出てき得る。その場合に、ぎりぎり申し上げますと、外国法事務弁護士である社員しか常駐していない事務所が出てきた場合は、その事務所に使用人である日本弁護士がいる事例だって論理的にあり得るわけです。そうすると、雇用のときにも問題になりましたし、共同事業のときにも問題になりましたが、やはり不当関与のおそれや、あるいは日本法案件についてその事務所の処理として扱ってしまう場合が典型的に高まるわけですね。そういうような違反行為が行われないように、適正にガバナンスできる方がそばにいればいいわけですが、そばにいない状態であれば、つまり日本弁護士である社員が常駐していなければ、正に目と鼻の先でそういった違反行為が行われそうになることを適正に防止、監視できないわけです。そういう事態が典型的に生じ得る事務所が仮にできるのであれば、その事務所においては日本法を取り扱わせないというような政策的な規制があり得るのではないかとということがB案の趣旨でございます。

牛島委員 二つ質問があるのですけれども、一つは、今おっしゃったことと、本店に常駐している日本弁護士社員が支店に行けばしばらく執務をするということを妨げない、これは矛盾していないのですね。

渡邊幹事 はい。

牛島委員 そうすると、その事務所で日本法をやってはいけないというわけではないのですね。これは、だから、表現の問題だということなのかもしれない。

伊藤座長 今の、「事務所で」とおっしゃる「で」は。

牛島委員 「事務所で」というのは、従たる事務所に東京に常駐している社員たる日本弁護士が行って、そこで日本法の仕事をすると。そのの机を使って。

伊藤座長 執務の場所をそこで設定するということですか。

牛島委員 そういう意味です。あたかも自分の東京の事務所であるかのごとく。それは構わないのですか。

渡邊幹事 それはケース・バイ・ケースだと思うのです。さきほど申し上げたとおり、そこは地理的、場所的な問題ではなくて、要するに、外国法事務弁護士である社員しか常駐していない事務所では、その外国法事務弁護士である社員が日本法案件について意思決定をし、内部的に執行行為をし、代表行為をしてはいけないわけですね。だから、あたかもそういったような取扱いがされたような態様での業務遂行は認めませんよということですよ。

出井幹事 外弁は関与しないのでしょうか、それは。

牛島委員 外弁が関与しようがしまいが、もちろん違法な意味では関与しませんけれども、東京の日本弁護士が、私の前提では東京と福岡ですから、福岡の従たる事務所をあたかも自分の東京の事務所のように半年なら半年滞在して仕事をするということはちっとも構わないのかなと思いつつ伺っているのです。

渡邊幹事 さきほど申し上げたとおり、場所的な規制の問題ではないので、それは、依頼者にわざわざ東京まで来ていただくのも失礼なので、弁護士の方が福岡に赴いて、打合せは福岡でやりましょうということだってあり得るでしょうから、ではその場合に、その案件の実質処理を東京事務所で行っていて、たまたま福岡の事務所に行って打合せをしたからといって、それは福岡の事務所で行ったというふうに評価できますかという、評価の問題だと思うのです。

牛島委員 二つ質問があるのですが、もう一つ伺いますが、そういう精密な議論だと私は思いますし、評価の問題だと言われれば、そうですかと、反対もできないような気もするのですが、結局B案が何を言いたいのかがまだ明確に理解できないという疑問をとどめさせていただきたいと思います。結局、評価の問題ですと言われるということは、どういうことを防ぐのかということがですね。

もう一つは、先ほど来、正に中川委員がおっしゃった、主たるようなことで、1対1で開いて、かつ主たる事務所に外弁だけがいるということも許すということになれば、今度は逆に、従たる事務所だけの問題ではなくて主たる事務所でも、外弁だけが主たる事務所にいる場合には日本法を扱っては駄目よと、こういう取決めをする、こういうことになるのですか。渡邊幹事 論理的にはそうですね。

牛島委員 それはなかなか理解しにくい制度のような。皆さん、B案でよいとおっしゃるけれども、私にはとても理解しにくい制度のように見えますし、今正に渡邊幹事が緻密におっしゃったように、評価の問題だということになると、何が何だか分からない制度にならないでしょうかとというレトリカルクエスチョンですけれども。

渡邊幹事 私も弁護士業務の実務を詳しく知らないものですから、論理的にしか考えられないのですけれども、例えば、東京の外弁事務所と大阪の弁護士の法律事務所が共同事業を行うことができるのですけれども、共同事業をやっていたけれども、この際、法人化しようという話だってあり得るわけですね。この場合に、B法人を設立しようということがあるのです。そうすると、共同事業のときにパートナーであった東京の外国法事務弁護士と大阪の日本弁護士がいらっしゃるわけですけれども、これを法人化した場合にどうなるかという、単純に言えば、東京の事務所には外国法事務弁護士である社員が常駐している、大阪の事務所には日本弁護士である社員が常駐している、こういう状態になるわけです。この場合に、主たる事務所をどちら側にするかという問題は、これは法人の自由でございまして、東京でなければいけないというわけではないのです。ですから、それは法人の自由な意思によって、東京を主たる事務所にする場合もあるでしょうし、大阪を主たる事務所にしたって、それは全然構わないわけです。だから、主たる事務所なのか従たる事務所かでその事務所に常駐すべき社員を分けて考えるべきだという議論は、論理的にはちょっと採りにくいかなと考えているのです。

更にこの話を進めますけれども、このような場合に、A案をとれば、このような形態での法人化は認められないことになるわけです。大阪事務所にいらっしゃる日本弁護士が例えば複数いれば、そのうちの1人を東京事務所に常駐してもらうことになるわけですね。あるいは、さきほど高中委員がおっしゃっていたように、東京にいる若いアソシエートの日本弁護士をこの際社員にして、東京事務所の常駐社員になってもらうということがあるわけです。他方、B案であれば、それは論理的には違反しないことになるわけですね。

あるいは、特定の顧客の要望をいれて、その顧客のすぐそばに従たる事務所を設けるといっても論理的にはあり得るわけですね。その場合に、そこで扱う案件は専ら外国法の案件ですという場合に、法人の立場に立って考えれば、それは外国法案件だけを取り扱う事務所を設けたいのですから、その場合に、日本弁護士である社員がその顧客の案件のチームのメンバーに入るわけでもないのに、こういったA案の規制があることによって、日本弁護士である社員を必ずその従たる事務所に常駐させなくてはならない、こういう規制になるわけで

す。そのように考えていきますと、法人の運営の柔軟性を確保するという観点からは、前回、幹事案として申し上げたB案の方がより柔軟なのではないか。

今申し上げた例でいきますと、特定の依頼者のために外国法案件だけを取り扱うために従たる事務所を仮に設けた場合に、日本弁護士である社員を必ず常駐させなくてはならないということになりますと、当然、法人経営の柔軟性が失われてしまいますし、その場合は、その従たる事務所において日本法案件を取り扱うつもりはもともとないわけですから、B案のように、その特定の依頼者のために設けた事務所では日本法案件を取り扱うことができませんよという規制が掛かっても、それは、法人としては特に差し支えないと思われるのです。

逆に、そのような趣旨で従たる事務所を設けてみたけれども、その事務所に日本人の依頼者が相談にやって来て日本法案件をたくさん持ち込んできた。せっかく従たる事務所を設けたのだから、この際、日本法案件も取り扱いたいと考えるのであれば、わざわざ主たる事務所である東京事務所に常駐する弁護士である社員がそれをやるのかというと、そうではなくて、恐らく実務的には、その従たる事務所に日本弁護士である社員を常駐させることになるのだらうと思うのです。ですから、この問題は、事務所の適正をどうやって確保するのか、そのための最低限の規制はどう在るべきかという議論であって、実務的に依頼者の利便性をきちんと確保していこうといった場合に法人がどのような対応をとられるかという問題は余り問題にならないのではないかと私は考えているところです。

伊藤座長 なかなか議論が尽きませんが、結局、私、伺っていますと、B案というのは、今、渡邊幹事からの説明がございましたように、B法人制度の弾力的な運用とか、そういうことを可能にするということが最大の眼目で、しかし、その結果として不当関与の問題が隠れた形であらわれてくる。それを何とか防ごうというために、やや分かりにくい「事務所においては」云々というようなことを取り入れざるを得ない。それに対して、A案の方は、これは、御説明もありましたけれども、非常に見えやすい形で、そういう意味ではすぐれているのですけれども、他方、B法人制度の弾力的運用がやや不自由になるという問題がある。それに尽きるのではないかと思います。どうぞ、牛島委員。

牛島委員 座長のおっしゃるとおりだと私実は考え始めていまして、渡邊幹事の今の御説明には相当説得力がありまして、東京と大阪の話も説得力があったと思います。それから、どこかの事業所、例えば名古屋あたりの事業所を思い浮かべたのですが、そこに外弁だけの、つまり、例えばアメリカでPL訴訟が起こっている、外弁の事務所をつくってほしい、支店をつくってほしいと。で、外弁だけですというの、それも説得力があると思います。でも、それを貫徹されるのなら、私は何に味方をしているのか。要するに、何が一番合理的かということ以外考えていないつもりなのですが。要するに、今の座長のおっしゃったことはそのとおりだと思うのです。でも、そうであれば、職務制限があるものに事務所での制限を設ける必要があるのだろうか。渡邊幹事おっしゃいましたね、今。さっと行かれたけれども。例えば愛知方面に外弁だけの支店を、今の東京、大阪の前提で結構だと思います。外弁だけの支店をつくった。それで十分役立てた。でも、なかなかよくやってくれるから、時々東京の人が来て3日間だけやってよと。つまり、東京の人というのは日本弁護士の人ですね。大阪ですね、今の幹事の例ではね。大阪の人、3日間だけいてやってよと言われても、いや、そこにいてやるわけにはいかないのですよ、評価の問題になってしまうしとか。それはおかしき気がしたのです。全然反対側のベクトルのことを申し上げて申し訳ないけれども。むしろ

それは、既に職務制限があるのだから、できないものはできない、できるものはできるのだから、支店においてはだれでも何でもできるのではないかという気が逆にし出したのですが、おかしいでしょうか。どうしてもB案の制限が必要な理由が逆に分からなくなってきたのです。

出井幹事 B案の「事務所において」という制限のところですか。

牛島委員 「事務所において」ではなくて、「日本法に関する法律事務を取り扱うことができない」という制限が分からない。私の質問は、従でも主でもきつと同じかなと思うのですが、ある事務所で外国法事務弁護士しか常駐していないところで非常駐の日本弁護士が日本法を取り扱うことができないことがある、社員ですよ、もちろん前提は、ということが理解できない。常に取り扱えるのではないかという気がするので、理解できない。だとすると、その制限というのは、既に外弁法にビルトインされている職務権限の制限ではないか、こういう質問です。

伊藤座長 出井幹事、今の牛島委員の発言の御趣旨でよろしいですね。

出井幹事 そこまで突き詰めて言われると、確かにもうビルトインされているものを書いているだけのような気がしますね。

牛島委員 ビルトインされているより大きいから問題な気がするよ。

中川委員 B案の本質は、日本弁護士でも外国法事務弁護士でもどちらでもよいですよというのが本質であって、後半のところは、結局これは司法書士法人で既に40条で入っている、これを追加しただけの話なのです。ですから、本当は考えなければいけないのは、司法書士法人のときに、簡裁訴訟代理権のない司法書士は当然できないので、できないにもかかわらずこの40条を置いたのかということの方が解決すれば、今回の問題は解決するのです。ただ、そこのところは今のところ文献上余り出てきていないので、法制局のところなぜこれが入ったのかということをごちらも調べますので、その上で御議論いただいた方がいいのかなと思っております。もしかしたら確認規定的に入ったかもしれませんが、そういう意味では、40条というのは本来の趣旨からすると要らないのだけれども、やはり不当関与のおそれがあるので確認的に置いたという確認規定であれば、牛島委員の御疑問はそのとおりなのです。ですから、そういうことを弁護士法人も入れますかという議論なので、今のところは、そういう意味では、まず司法書士法人の40条の立法趣旨と申しますか、なぜ入ったのかということをごちらでも確認させていただくということをやれば、恐らく解決は付くと思います。

伊藤座長 念のために、私が質問するのもおかしいのですけれども、例えば先ほど来の例で、外弁しかいない、B案ですね、事務所がある。それから、別の事務所には日本人の弁護士がいると。日本の弁護士が、その外弁しかいない事務所に来て月に何日か執務をしている。それは、外国法事務弁護士は日本法を取り扱えないですよという、その規制には反していないわけですが、しかし、例えば日本人の弁護士が来て外弁しかいない事務所において行うことについての執務の管理だとか請求だとか、そういったことは全部外弁しかいない事務所がやっているというのはやはり、B案の、事務所において法律事務を取り扱っているという考え方に反することになるのだと私は理解していたのですけれどもね。幾ら日本人の弁護士が来てやっていて、その弁護士の執務についての管理は全部外弁しかいない事務所がやっている。こういうことはどうでしょうか。

出井幹事 恐らくそこは、渡邊幹事がおっしゃったように、実際にはいろいろなパターンがあつて、評価の問題になるのだと思います。ただ、主たる事務所の日本の弁護士が、何日間か、あるいはずっとでもいいのですけれども、外弁しかいない従たる事務所にやって来て日本法の実務を行う。これは、どの事務所でやっているかということになると、主たる事務所でやっているという見方もできると思うのです。なので、ここで言う「弁護士である社員が常駐しない事務所において」というのは、一つの考え方としては、「弁護士である社員が常駐していない事務所を本拠として」というふうに読むという考え方はあり得るのではないのでしょうか。今の例で言うと、日本の弁護士が常駐している事務所、つまり主たる事務所ですね、そこに本拠を置いている弁護士がやって来て事務をやるわけですから、あくまでも執務場所を従たる事務所に行っているだけであつて、それは主たる事務所の仕事であるという見方もできると思います。しかし、それも限度があつて、先ほど座長がおっしゃったように、執務管理まで全部従たる事務所でやっていて、正に出向してきているみたいになる場合は、そこはまた別論になるのだと思うので、やはりそこは最終的には評価の問題が入ってこざるを得ないのではないのでしょうか。

伊藤座長 ということで、いかがでしょう。大分御審議をいただいたのですが。

出井幹事 なので、先ほど中川委員から御指摘があつたとおり、司法書士法の40条が入った経緯については法制上のレビューをしないといけないとは思いますが、それと、「事務所においては」という表現がいいのかどうか、ここは検討しないといけないとは思いますが、B案の趣旨というのは、そういうことで維持して意味はあるのではないかと思います。

牛島委員 中川委員の御趣旨は、B案の、日本法に関する法律事務を取り扱えないようにするというところに力点があるのではなくて、何らかの事情で確認的に入ったものかもしれない。むしろ重要なのは、どちらでもいいという部分だ、こういうことですよね。

中川委員 そうです。

牛島委員 私、言い出したころと随分意見が変わりまして、渡邊幹事に説得されまして、今、中川委員の意見と私は同じように考えますね。出井幹事が言われた、「本拠として」という趣旨はよく分かるような気がします、それはそれとして。それは今の弁護士法の複数事務所禁止と大きくかわることであつて、事務所という概念についてのよほどの議論を抜きに事務所をそういうふうに使っていい言葉かなという気がしますので、むしろ私は渡邊幹事に説得されました。中川委員と大筋同じことを考えているような気がします。B案に賛成するよりも、B案みたいに規制があつていいのでしょうかというのが私の今の理解です、むしろ。

伊藤座長 牛島委員の、中川委員や渡邊幹事に説得されたとおっしゃる趣旨は、常駐する社員は弁護士でも外弁でもどちらでもいいという部分も含めてでしょうか。

牛島委員 その部分こそですね。

伊藤座長 そこに賛成ということですね。

牛島委員 それは東京と大阪の例でよく分かりました。

伊藤座長 そうすると、B案の本体部分に関しては賛成というのが牛島委員の御意見だと、そう理解してよろしいですか。

牛島委員 結構でございます。

伊藤座長 分かりました。

どうぞ、高中委員。

高中委員 事務所という言葉については、弁護士法20条に二重事務所の禁止がありますが、二重事務所については日弁連調査室の中で大議論をやったのです。一番の問題は分室でした。同じビルの2階にいたのだけれども、5階に分室を借りたという場合です。しかし、それはまだいいわけです。隣のビルに借りた、100メートル先のビルに借りた、1キロ先のビルに借りた、それも分室と称している。これは二重事務所と言えるのか、それとも同じ事務所と言えるのかという議論なのです。実は、現に例がありまして、分室をかなり遠いところにつくった人がいたのです。千代田区にあったのですけれども新宿区に分室をつくったのです。二重事務所が弁護士法違反でいくかという話だったのです。そうしたら、当の弁護士は、「これらはあくまで機能的に一体だ」と言うわけです。機能面に着目して二重事務所をとらえるか、それとも地理的、物理的な面をとらえて二重事務所をとらえるかというので、青臭い議論を長々とやったわけですが、結局、両方の面を勘案せざるを得ないだろうと、折衷説的なところに落ちつかざるを得ないということになりました。「事務所においては」という表現が司法書士法に出ています。そういう意味では非常に難しいわけです。私は、恐らく司法書士法はスペース的な問題がメインであろうかなとは思っています。つまり、簡裁訴訟代理権がない、認定司法書士ではない人がえてして違法行為を行いやすいから、事前に禁圧しておこうという趣旨でやったのだらうと思うのです。事務所というのは、さきほどの分室のように、隣のビル、10メートル先、100メートル先、1キロ先、東京と神奈川でも機能的に一体かなどという議論になるわけですが、そこまでは多分いかないとは思いますが、非常に難しい。

あとは、通信手段の発達です。これは事務所というものに対する考え方を大きく変えてきました。だから、弁護士法20条の解釈も、時代の流れに応じて変えなければいけないという、正にその問題なのですけれども、この「事務所においては」という司法書士法についても、ここで解釈をまとめても、恐らく何年か後にはまた変わってくるだろうということもあります。そういうちょっとファジーな規定ではありますが、それを前提にして、まあこのようなものかというあたりで落ちつかないと、いつまでたっても終わらないような気がします。伊藤座長 そうですね。高中委員から御発言がございまして、いかがでしょうか。それぞれの方、御意見を承りましたが、一応の取りまとめとして、この研究会においてはB案が優勢であるというふうにまとめてもよろしいでしょうか。

佐瀬委員 まだちょっと割り切れないのですけれども、先ほど渡邊幹事が、国民の目というのは関係ないような言い方をしたわけですが、監督という面からすると、やはり国民の目が第一、依頼者が第一なわけで、私、まだ割り切れないのですけれども、やはりその面も抜かしては判断できないだろうなど。今言った、要するに職務権限の問題というのは、あくまでも、弁護士同士の問題ではなくて、国民にどういうふうに影響を与えるかという問題ですから、依頼者がどういうふうに影響があるのかという問題です。依頼者の方から見て分からないような事務所形態というのをなるべく防ぎたいなど。それから、名義の問題というのは随分重要だなど思っているのですけれども、先ほど来から出ているB案の「事務所においては」という表現も含めて、どういう表現がいいのかということを含めて、妥当な制限の在り方をどういうふうにしたらいいのかというのはちょっと考え付かないので、結論としては留保したいと思うのです。優勢だというまとめ方はよろしいかと思えます。

伊藤座長 最終的な表現の仕方については、できたらお任せいただければ有り難いと思いますが、ただ、優勢だということを前提にしても、なお今、佐瀬委員から御発言がありましたような点について十分配慮すべきであるというような御意見があったとか、そういうような形でおさめさせていただくのはいかがでしょうか。

出井幹事 座長に今おまとめいただきましたが、今日、それからこれまでの中間取りまとめ段階での議論をお聞きしていて、B案でいくと、結果として、社員たる日本の弁護士がいない、外弁だけの事務所というのがいろいろなところでできていく可能性があるわけですね。それは非常にポジティブに受け止めなければいけない面ももちろんございます。ただ、今日も杉山委員から重ねて御指摘のあったように、弁護士会あるいは日弁連の監督作用あるいは懲戒、このあたりをきちんと行っていかなければいけないのだなど。特に、B案を採る場合は、そういうふうな要請がより強く働いてくるのではないかなと思いますので、そこらあたりは、今日の優勢な意見を踏まえて、更に幹事、それから立案担当者の方で検討していきたいと思っております。これは日弁連にも投げ掛けられる問題でもあると思いますので。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申しましたような取りまとめでよければ、それに沿いまして検討させていただきます。

それでは、次に、論点2ですね。社員の常駐義務を解除する場合の例外的措置ということで、ここに掲げられているような点、それから、A法人の事務所については例外的措置を講じないものとするということについてどのように考えるかということですが、これらの点に関しましては何か御意見ございますか。

出井幹事 ちょっと確認ですが、論点2と論点1の関係ですけれども、論点1でB案をとる場合には、論点2の社員の常駐義務解除というのは、社員たる外国法事務弁護士の常駐を解除する場合にも一応論理的には適用され得るということになりますね。

渡邊幹事 B案を採った場合ですか。

出井幹事 B案を採った場合。

渡邊幹事 そうです。

出井幹事 ということですね。

渡邊幹事 はい。いずれにしても、そこは、社員がどういう資格をお持ちの方かは、B案では意味がない、考えないので、社員を置かない事務所を設けることに主眼があります。

伊藤座長 いかがでしょうか。

中川委員 B案をとりますと、確かに日本弁護士でも外弁でもあり得るということになるのだと思いますが、最終的には、これは弁護士会の許可というところにかかわっておりますので、司法過疎対策でこの常駐義務の例外が入っておりますので、実質的には、日本弁護士がいる場合でしか考えようがないかなど。理論的には外弁さんの場合もあり得ますけれども、恐らく許可は出ないのではないかと思いますので、これはこれまでどおり、弁護士法人と横並びでよろしいのではないかと思います。

牛島委員 横並びというのはどういうことになることでしょうか。

中川委員 弁護士法人と同じような常駐義務の例外を認める。

牛島委員 外弁、日本弁護士問わず認めると。

中川委員 そうです。形上はそう、制度上はそうなると思います。

伊藤座長 B案を前提にするとそういうことですよ。

牛島委員 少し先走ってしまうのですが、そうすると、A法人の場合も当然認めるということになるのでしょうか。そこはパッケージではないのですか、必ずしも。

高中委員 A法人については必要ない。なぜかといえば、この非常駐許可というのは日本の弁護士法人についてだけなのです。税理士法人にもない、それから司法書士法人にも特許業務法人にも、監査法人にもありません。弁護士法人のみについての特例措置なのです。それはなぜかという、過疎地における司法アクセスをいかに解消するかというコンセプトがあったわけで、本来ならこの規定はなくてもよかった、オール常駐ということでもよかったのだけれども、せっかく法人で支所規定ができるのだから、司法アクセスのためにも活用しようではないかということです。ただし、事務長がそこで跳梁ばっこしてはいけないから、弁護士会の許可にしましょうという立て付けでできたわけですから、あくまでも例外的、特殊的な、司法過疎地の司法アクセスの解消のための措置ですから、A法人については当然なしと考えます。

伊藤座長 牛島委員が御疑問のように、もしB法人についてこういう例外的措置を設ける可能性を認めるのであれば、論理的にはA法人についても同様の可能性があるわけですよ。ただ、この考え方は、制度としてそういうことは仕組みなくとも、結局、B法人で常駐許可という、そちらの担保があるのであるから、そこで十分対応できるのだ、そういう考え方かと思えますが。

牛島委員 その御趣旨は、B法人の場合には、非常駐の許可が出るのは、日本人の弁護士がいないという意味で社員がいない従たる事務所は許可が出る、こういうことですか。しかし、外弁がいないと許可は出ない。でも、それだったら、要するに、B法人は、日本人の弁護士は非常駐なのですよということで許可をもらえばそれでいいだけと、こういうことですか。

高中委員 それはあり得るのです。人数制限をやりませんかでしょう。そうすると、日本の弁護士が99人、外国法事務弁護士が1人というのがあり得るわけです。その場合に、その法人が過疎地対策をやりたいといった場合には、この立て付けを外すわけにはいかないのですね。通常は外国法事務弁護士と日本の弁護士がほぼ拮抗するような形での法人運営になっていくだろうとは思いますが、99人对1人、甚だしいことを言えば999人对1人もあり得るわけだから、そのときに、司法アクセスの問題を、その場合だけ例外というのは余りにも理屈がないというか、差別的といいましょうか、偏狭な取扱いということにならざるを得ないと私は思うのです。

出井幹事 確認したいのが、常駐義務が解除される事務所の業務が、B案でいくと、外国法事務弁護士だけが社員の場合は日本法を扱えないと。では、だれもいない場合はどうなのかということですが、その場合は日本法を扱えるということになるのですかね。

高中委員 そういうことです。

出井幹事 だとすると、高中委員がおっしゃったことは妥当だと思うのですけれども。そういうふうに考えればいいのでしょうか。

高中委員 当然に、何のためのニーズかというのはおのずと分かっているわけで、非常駐許可制度などほとんど機能しない話だと思うのです。だけど、立て付けとして残しておかないわけにはいかない。先ほどの例を引きましますけれども、それが十分にあり得るわけです。3人の外国法事務弁護士と200人の弁護士がジョイントしてB法人をつくらうということがある

わけだから、やはり立て付けとして非常駐なしというわけにはいかないと思うのです。

中川委員 私も結局、A法人については例外を設けないという意見に賛成なのですが、ただ、制度を考えた場合には、同じように結局これは弁護士会の許可なのだから、A法人でも恐らく許可が出ないという前提で制度を入れるという考え方はあり得ると思います。それを採れば、例えばアメリカとか欧米から見れば、同じ公平な、A法人、B法人同じ扱いにしてもらったということで批判はないのだろうなど、そういう立て付けができると思うのですけれども、やはり高中委員おっしゃったように、この常駐義務の例外はあくまで司法アクセス。そこで前提となっているのは、やはり日本の国民の法律サービスが受けられないという現状、そういう立法事実があるからなのですね。ですから、仮に将来、弁護士会の方で外国法事務弁護士がいらないということを司法過疎ととらえて例えばゼロワンマップをつくられるとか、そういうことをするような時代が来るのであれば、それはA法人にも入れるという余地は十分あると思いますけれども、現状では恐らく、高中委員おっしゃったように、そういう要請はないですし、外弁の方々がそれを今主張されているという事実もありませんので、そのA法人、B法人を同じに扱っていないことについての合理的な理由は付くだろうと思っております。

伊藤座長 いかがでしょうか。A法人について例外的措置を講ずるべきだという御意見がなければ、ここに書かれているような形で、もちろん、今、中川委員からも発言がございましたように、論理的には他の選択肢もあると思いますけれども、現状を踏まえて、こういうことで研究会の結論、御了解いただけないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、次の、組織変更の在り方について、幹事から配布資料に基づきまして説明をお願いして、その上で御意見を伺いたいと思います。

渡邊幹事 それでは、資料32を御覧ください。

まず、この「組織変更等の在り方について」という表題の下に表がございます。この表について御説明します。

A法人は、社員は外国法事務弁護士だけです。B法人は、日本の弁護士も社員になりますし、外国法事務弁護士も社員になります。他方、既に制度化されている弁護士法人については、社員は弁護士に限られております。弁護士法人制度に加えて、A法人制度、B法人制度が導入されて三つの法人制度ができた場合に、それぞれの法人間の組織変更を認めるかどうかという論点でございます。これら三つの法人制度は、すべて社員資格がいずれかの資格に限定されておりますので、その意味では、社員の資格に着目した法人制度であると言えます。そうしますと、例えば、弁護士法人においては、弁護士が社員として新たに加入することはあっても、外国法事務弁護士が社員として新たに加入することは、現行制度上はできないこととなっています。A法人の場合も同様でして、A法人の場合は、外国法事務弁護士が社員として新たに加入することはあっても、弁護士が社員として新たに加入することは、制度上は許されないということになります。ただ、これまでの議論にもありましたとおり、例えば弁護士法人が外国法事務弁護士を使用人として雇用している場合がございます。こういった使用人である外国法事務弁護士の資質や能力、経験を評価して、新たに社員として迎え入れて、共同して法人業務を運営していきたい、こういった場合には、いったん弁護士法人を解

散し清算して、その上でB法人を新たに設立する、こういった手順を踏むことになろうかと思えます。実例としてあり得そうなのは、使用人として雇用している外国法事務弁護士を処遇したい場合。法人のメンバーとしては全然変わらないのに、ただその地位の向上、処遇のためにいったん法人を解散しなくてはならないというのは、法人制度の継続性という観点から見ると極めて非効率である。このような観点から、それぞれの法人間での組織変更等を認めるのはどうか、これがここでの問題でございます。

表に沿って順に御説明しますが、まず弁護士法人の欄を御覧ください。

社員が新たに加入する場合と社員が脱退する場合とに分けて整理しております。

まず、弁護士法人で弁護士が社員として新たに加入することは現行制度でも許されるので、加入後も弁護士法人であることに変わりはありません。

他方、外国法事務弁護士が社員として新たに加入することは、弁護士法人の社員資格が弁護士に限られておりますので、それはできないということになります。したがって、この【論点】とありますように、B法人に組織変更することを認めることについてどのように考えるか、ということが論点となります。

次に、社員が脱退する場合でございますが、弁護士法人の場合には、弁護士が脱退しても、弁護士法人であることに変わりはありません。もっとも、この表の下の方を御覧いただきたいのですが、弁護士法第30条の23は弁護士法人の解散事由が定めております。この第1項第7号を御覧いただきたいと思いますが、「社員の欠亡」、要するに社員がだれもいなくなってしまう場合は弁護士法人は解散することになります。解散すると、清算手続に移行していくわけですが、その場合に、その一つ下になりますが、弁護士法第30条の24を御覧ください。清算手続に移行した場合であっても、清算人は、社員の死亡により、今申し上げた「社員の欠亡」という解散事由に該当するに至った場合に限っては、当該社員の相続人の同意を得て、新たに弁護士である社員を加入させて弁護士法人を継続することができるということで、弁護士法人の継続制度が設けられています。

また、外国法事務弁護士が脱退することは、外国法事務弁護士に社員資格を付与していない弁護士法人ではあり得ないですから、それは論理的にないということで斜線を引いています。

次に、A法人制度を御覧ください。

A法人の場合は、社員資格が外国法事務弁護士に限られておりますので、弁護士が社員として新たに加入することは許されないということになります。もっとも、A法人の場合でも、弁護士を使用人として雇用している場合もございます、その弁護士の能力等を評価して新たに社員として処遇するということもあり得るわけです。この場合に、いったんA法人を解散し清算して新たにB法人を設立する、これはやはり非効率である。こういう観点からしますと、B法人に組織変更することを認めることについてどのように考えるのか、ということが論点となります。

次に、A法人において、外国法事務弁護士が社員として新たに加入することは当然許されるので、加入後もA法人であることに変わりはありません。

次に、社員が脱退する場合でございますが、A法人の社員資格は外国法事務弁護士に限られておりますので、弁護士が脱退するということが論理的に考えられません。したがって、斜線を引いています。

他方、外国法事務弁護士が脱退しても、A法人であることに変わりはありません。A法人の社員がだれもいなくなってしまう場合も解散事由になると考えています。ただ、その場合に、さきほど弁護士法人のところで申し上げたとおり、社員が死亡したことによってA法人の社員がだれもいなくなってしまうような場合、直ちに解散して清算するというのは、法人の継続性の観点から言いますとやや効率性が損なわれるのではないかと。そこで、弁護士法人の場合と同様に法人の継続制度を設けるものとする、このような考え方についてどのように考えるか、ということが論点になります。

次に、B法人制度でございます。

B法人制度の社員の加入の場合でございますが、これは、社員資格が弁護士及び外国法事務弁護に付与されることとなりますので、弁護士が社員として新たに加入することも、外国法事務弁護士が社員として新たに加入することも当然に許されますので、加入後もB法人であることに変わりはありません。

他方、社員が脱退する場合でございますが、今申し上げたとおり、社員は、弁護士及び外国法事務弁護士であるということになりますので、いずれが脱退してもB法人であることに変わりはありません。

もっとも、弁護士の脱退の場合を御覧いただきますと、弁護士である社員全員が脱退してしまう場合が考えられます。B法人制度は弁護士及び外国法事務弁護士がともに社員となる法人制度でございますので、いずれかの資格の社員が全員脱退してしまったような場合は、法人の設立根拠を欠いてしまうこととなりますから、基本的には解散事由に該当すると考えています。ただ、この場合に、解散事由に該当するので清算しなければならないということにしてしまいますと、やはり法人の継続性の観点からは問題がある。そこで、ここの【論点】にありますとおり、弁護士である社員の全員が脱退した場合に、A法人に組織変更することを認めることについてどのように考えるか、ということが論点になります。

外国法事務弁護士である社員全員が脱退する場合についても同様でございますが、そのような場合に、弁護士法人に組織変更することを認めることについてどのように考えるか、ということが論点になります。

以上でございます。

伊藤座長 ただいま渡邊幹事から、特に【論点】と書かれているところと、それについて認めることについて云々という一応の考え方が示されております。基本的には、弁護士法人、A法人、B法人という広い意味での法人組織の弾力的な運用と継続可能性を認めるという考え方に基づいて、それぞれの一応の案が示されているものと理解しておりますけれども、どの点でも結構ですので、御質問あるいは御意見を頂戴できればと存じます。

中川委員 いろいろな例があるなど思いながら見ていたのですが、結局のところ、組織の変更の、座長おっしゃったとおり柔軟性を考えれば、それぞれ別の法人なりになっていくという制度を設けてあげる方がやはり使い勝手がいいだろうと思います。ただ、問題は恐らく監督がまた非常に複雑になるなどという感じはいたしますが、そこは今後の議論とするとして、現時点ではこういう制度をやはり認めるべきだと思っております。

高中委員 ブルーのものについてはこれでよろしいかと思うのですが、問題はレッドのところでした、これは私もよく分からないのです。外国法事務弁護士についても一人法人を当然認めるわけですね。その方がお亡くなりになった。そうすると、当然にクライアントのために

何とか継続性を認めてあげた方がいいだろうと思うのです。いったん必ず解散して、事務所も必ずクローズしろというのはいかがなものかというのもよく分かるし、一人法人の社員の欠亡のときに継続制度を設けた、死亡のときだけに設けたというのは、相続人の同意を得て、持ち分を新しく引き継いだ人にきちんと相続人経由で渡していくということはよく分かるのですが、これは実際のニーズがあるのでしょうか。ニューヨーク州から日本に来て、もちろん永住するのでしょうか。日本に永住して、そこでお亡くなりになって、相続人がいて、今度は同じまたニューヨーク州の弁護士を探してきて、「相続人の同意を得て」というあたりが、相続法制がいろいろ違いますでしょう。もちろん、事務所の継続制度があったって別にいいのでしょうか、現実的なのでしょうか。恐らくA法人もB法人も、本国のローファームから派遣された、あるいは何らかのコネクションのある人たちが日本へ来るのだろう。単身乗り込んでくるという人もいるかもしれないけれども、やはり本国のバックがないとなかなか日本ではやれないだろう。その場合に必要なかなというのがあるのです。私は、余りそういう関係の人とお付き合いがないので分からないのですが、こういうのはあるのですか。

牛島委員 ある外国法事務弁護士さんで亡くなられてると、御家族の方の相続問題も発生するわ、本国の事務所との関係も出てくるわということはあるから、ほかの方が替わってやられるということで、めでたしめでたしということになると思いますので、そういう意味ではあり得る。

高中委員 それはスムーズにいけますか。

牛島委員 スムーズにいけますね。まあ、スムーズの定義ですけれどもね。最終的に継続してできるという意味で、死亡された後に、解散に至らずに継続できるという意味ではスムーズと思うのですけれども。

高中委員 となると、A法人といえども、それはあり得……

牛島委員 それはA法人ではないですよ。

高中委員 もちろん分かっています。そうすると、希少なケースでしょうけれども、外国法事務弁護士が一人法人で、先ほど中川委員がおっしゃったように、交通事故である日突然に不幸にもお亡くなりになったときに、必ず解散を求めるといのはやはりおかしいですね。継続制度はあっていいですね。

牛島委員 高中委員に怒られるかもしれませんが、むしろ私気になりましたのは、この場で思い付いたので申し訳ないのですが、例えば赤い部分ですが、外国法事務弁護士さんが亡くなってしまった、だけど日本弁護士の人が引き継いでやるよというのは、もし起きたらとてもスムーズでよいのではないかと思うのですけれども、そういうことは考えないでよいのですか。つまり、それぞれがどうするかということで、ちょっとこのスコープに入っていないかもしれませんが、今の場合であれば、私は、外弁の方がずっと日本でやっていらっしゃれば、日本弁護士の友達は当然いるし、依頼者関係、継続中の仕事。重要なのはお金なのですよね。請求残。そういったものを全部引き継いで、では、自分の仕事もあるし、自分がその法人も引き継ぐよということはあるような気がするのです。そうすると、とても便利かなと。

松木委員 例えば、これのほかに、合併とか、こういうのがどうなるのか。今のような状況は、むしろ合併してしまうとか何か……。日本人の弁護士が弁護士法人をつくっていた場合です

けれども、そういうので処理するのかなと。この赤のところは恐らく、一人弁護士で弁護士法人をつくってやっておられるときの手当てになるのではないかと思うのです。そういう場合には何か手当てをしておいてあげた方が親切なのかなと。逆に、そうでない事務所の場合には余りここが問題になることはないのではないかなという気はしていたのですが。

伊藤座長 その点について渡邊幹事から、今御指摘があったような点はいかがでしょう。

渡邊幹事 今回論点として御提示はしておりませんが、合併制度についても検討を進めています。現行の弁護士法人制度においては、吸収合併と新設合併がそれぞれ認められています。したがって、その関係で言いますと、A法人制度が導入されれば、A法人間の新設合併、吸収合併も当然に認められることになるかと思えます。また、B法人の場合も、B法人間の新設合併、吸収合併もそれぞれ認められることになるだろうと考えています。問題は、類型の異なる弁護士法人、A法人、B法人、これらの三つの異なる法人間の新設合併と吸収合併を認めるのか。これも検討を進めております。やはり法人の継続性という観点、組織再編の柔軟性を確保する、それによって、現在の我が国における法的サービスの需要に迅速かつ適切に対応することができるようにしていくという制度設計が望ましいと考えておりますので、論点としては提示しておりませんが、幹事間では議論しております。

中川委員 渡邊幹事の言ったとおりでと思うのですけれども、結局これはいろいろなバリエーションはあるのです。その最低ラインをここに多分提示していただいているのだと思うのですが、先ほどのように、A法人で亡くなられた場合、弁護士法人が入られるという、結局は、清算手続に入りつつ、弁護士が加入するという、青色のところに来るのだと思うのです。そうすると、ここはB法人になりますけれども、A法人から弁護士法人になると。いったん清算しつつ弁護士法人にいくということもあり得るのかなと思えます。そこは書いていないのですけれども、多分できるという前提で考えておけばいいのかなと思っておりますので、少なくともそういう自由なものを認めるのだということがこの研究会の中でオーソライズされておけば、あとのバリエーションは、それに沿った形の法制度ができるのではないかと思っております。

牛島委員 おっしゃるとおりかと思いつつ、あえて念のための質問なのですが、この自由度を認めると何か弊害ってあり得るのですか。余り私深く考えたことがないものですから、質問で逃げちゃって申し訳ないのですけれども。

渡邊幹事 自由度を？

牛島委員 認めるとですね。今、中川委員が言われたのと私も同じ意見なのですけれども、それでいいだろうと思いつつ、何かフレキシブルにすればするほど、どこかで何かマイナスのファクターってあるのですか。

渡邊幹事 整理の視点といたしましては、基本的には利害関係者をどのようにとらえていくかということなんだろうと思えます。この場合には、まず、法人制度ですので、その法人の持分を持っている社員の利益をどうやって確保していくのか。もう一つは、法人に対する債権者の保護をどのように図っていくのか。弁護士法人の合併の場合は債権者保護の規定がございますし、社員の利益も同意が必要ということで担保されている。そういう問題がございますので、社員の利益や債権者の利益をどのように確保していくのかということから詳細な設計をしていけばよいのかなと考えています。

越委員 組織変更については、債権者保護をどうするかといったような基準などの、いろいろ

な基準で判断するということだと思っておりますが、一つ希望を申し述べたいことがあります。その基準として、「大型化」を容易にしてあげられる方が望ましいという基準を入れてほしいのです。といいますのは、いわゆるジャーマナイゼーションと言われるような現象が国民経済的に本当にいいことなのかどうなのかという問題があります。ジャーマナイゼーションされてしまった方がいいのだというような意見というのは、少なくとも聞いたことはない。そうすると、日本のこれまでの弁護士事務所の方々が国際競争に勝ち抜いていくことが必要になる。そのときに、手足を縛られてけんかさせられるようなことにはならないような制度にしなければいけないという観点を、判断基準に加えてほしいのです。

それは、この組織変更、合併等だけではなくて、ほかの弁護士関連の制度設計の中にも織り込んでいただきたいのです。私としては、少なくとも、組合型式になっている、つまり弁護士法人になっていない形の弁護士事務所についても複数事務所を解禁していくことが必要だと考えています。ちょうど企業の経営が、M&Aをするであるとか、子会社をつくるとか、いろいろな自由度がないとできないのと同じように、弁護士事務所を経営される場合にも、自由度を高めて、障害となることを一つでも除いていくという方向で考えていただきたいと思っています。

先ほどの高中委員からの、二つ目の事務所を「同じビルにつくった」ぐらいはいいかもしれないけれども、「10メートルだったらどうか」とか、「100メートルだったらどうか」とか、「新宿はどうか」と。あれも一見ジョークのような受け止め方というものもあるかもしれませんが、私は、ジョークでは済ませないで、自由度を持っていただいて、日本の弁護士の方々がいろいろな国民経済的に望ましい方向にも動きやすいような、そういうふうな進め方をお願いします。

高中委員 弁護士には二重の事務所をつくってはいけないという規制がありまして、この沿革はさんざん申し上げました。これを考えるときに、こういう考え方もあるということの一つだけ御披露させていただきます。

私の知っている、大阪弁護士会の会長になった某先生、名前は申し上げられませんが、この先生のお話です。大阪には現在3,000人の弁護士がおりますが、会長選挙のときに、あそこは個別訪問解禁なのです。全部事務所へ回ったというのです。大変立派な事務所があった。そこで最先端の仕事をやっていらっしゃる。海外も含めてですね。大変にきれいな事務所だと。だけど、その次に回ったのが、裸電球一個でやっていた薄暗い事務所だったそうです。その先生は、だけど、弁護士会というのは、こういう人たちを一つに束ねて、一つの組織体としてあらねばならないといわれました。

弁護士の価値基準は何かというのがあります。何かの週刊誌で、勝ち組、負け組とおもしろく書いてありました。週刊誌の勝ち負けはすべて金銭的収入で捉え、収入のある人が勝ち組、収入のない人が負け組という色分けをいたします。だけれども、本当に手弁当で冤罪事件を裸電球一個の事務所で行っている先生は負け組なのかという議論であります。これを私は負け組とは決して言わないわけでありまして、弁護士というのは、杉山委員の前で失礼ですが、むしろそういう経済的な負け組の方が評価が高いという面があります。決して金銭的な、収入の多寡で弁護士の価値ははからないということが弁護士会の中のアイデンティティーの一つと私は確信をしているところでして、二重事務所の解禁に関しては、そういういわゆる経済的弱者というのでしょうか、私は決してそれを負け組とは申しませんが、そ

ういう人たちもきちんとこの日本社会の中でやっていける、そういう弁護士会あるいは弁護士像というものを目指さなければいけないと考えています。二重事務所解禁になりますと、ここの議論がまず始まるわけであります。

今まで弁護士の世界には確かに競争原理がなかったです。特権階級的にやっていたことは間違いない。この既得権益確保という話になりますと、杉山委員がまず新聞に書く、弁護士会は何だという話になるわけですし、我々も反省しなければいけないところがあります。あぐらをかいてはいけないと反省をするのですが、今言った多様なものが一つの組織の中に入っている、それで、決して金銭の多寡で我々は、一部の弁護士には違う考えもあるかもしれませんが、収入の多い弁護士が偉い、収入のない弁護士は偉くないのだという感覚は一切持っておりませんので、二重事務所問題は、そういう意味では、競争の問題もさることながら、そこの面を我々は考えているということはあるまして、越委員に、こういう考え方もあるということをお披露だけさせていただきたいと思えます。

杉山委員 誤解のないように申し上げますけれども、一部の週刊誌が最近の弁護士をおもしろおかしく、勝ち組、負け組とやっているのは事実そのとおりですね。それはあくまでも一部、興味本位に書く週刊誌であって、私ども読売新聞は少なくとも、高中委員おっしゃるように、手弁当でやっていて、冤罪事件をきちんとえぐり出してやっているとか、そういう弁護士活動については非常に価値を置いて報道しているのです。おっしゃるように、弁護士の使命だとか正義感だとかいうことについては従来にも増してウエートを我々報道側では置いているわけです。最近の弁護士の問題って、いろいろな問題が出ていますよね。そういう中で、今回のこの研究会で考えているのは、なかなか考えさせられる問題があるのはそのとおりで、ちょっと一言申し上げておきたいということでもありますので、よろしくお願ひします。

伊藤座長 ありがとうございます。ただいま最後の方で御発言がありましたように、弁護士、これは外国法事務弁護士も決して異質なものではないと思えますが、期待される役割、こういうものを踏まえながら、ここでの問題との関係では、法人形態の弾力的な移行の可能性や継続可能性という、幹事から説明がございました考え方を踏まえて、なお御指摘の点についてはより詰めた考え方が提示できるようにしたいと思えますので、一応ここで説明があった部分については御了解いただいたということでもよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、最後の議題に入りたいと思えますが、御承知のとおり、これまで「A法人」、
「B法人」という名前を使ってまいりました。ただ、これはあくまで便宜的な呼び方でありますので、この名称について、実態にふさわしいものが何かという点についての御議論を若干お願ひしたいと思えます。そこで、議論に先立ちまして、まず幹事からの説明をお願ひしたいと思えます。

渡邊幹事 これまでも法人の名称の在り方については御意見があったと思えます。これから研究会の最終報告を得まして法制化する、法人制度が法律で定められることになるのですけれども、その際には名称が決められなくてははいけない。ところが、この名称の問題については、かつて牛島委員だったと思えますが、名が体をあらわすような名称で在るべきだと、正に的確な御指摘だったと思っています。ただ、内部でも検討しておりますが、なかなか難しいところがございます。例えば、既に「弁護士法人」という名称がある中で、他の二つの法人制

度の名称の在り方としては、業務に着目すべきなのか、あるいは社員資格、お持ちの資格に着目していくべきなのか、そこはいろいろな考え方があるかと思っております、まだ最終的に皆様に提案するような定見は持っていないところでございます。この機会に、よいアイデアがあれば御提案いただき、いろいろ御議論いただいて、法制化に当たって参考にさせていただきますたいと思っております。

ちなみに、「弁護士法人」という名称が定められた経緯について御紹介します。弁護士法人法のQ&Aという本がこの点に言及しておりますので、その一節をかみくみ御紹介させていただきます。今回制度化される法人は、弁護士を社員とし、弁護士業務を行うことを目的とする法人であることから、それを最も端的に示し得る名称として『弁護士法人』としたものです。なお、弁護士の職務は法律事務であることから、監査法人や特許業務法人の前例に倣い、正にその業務に着目をして、「法律事務法人」あるいは「法務法人」などとすることも考えられないではありませんが、法律事務は、その範囲が非常に広範であり、その一部については司法書士等の専門職も業務としているため、それらの名称が必ずしも弁護士による法人を示すものとは受け止められないおそれがある。例えば、今、司法書士などといいますと、「法務事務所」という言い方をしている司法書士もたくさんいるやに聞いております。そういった観点からすると、例えば「法務法人」などという名称にした場合に、業務の内容はイメージできるけれども、どういった方々がその法人を運営しているのかよく分からない、こういった問題点があるわけです。また、「弁護法人」という名称では、弁護士業務のうちの刑事弁護等の限られた範囲のみを目的とするものであるかのような印象を与えるおそれがある。というようなことから、「弁護士法人」という名称が付されました。

御参考までに申し上げますと、行政書士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、隣接法律専門職種と言われる専門職がございますが、監査法人や特許業務法人以外のそういった専門職が設立する法人は、いずれも資格者の名称を付した法人制度になっています。

ということでございまして、今回のA法人、B法人についてどのような名称を付するのが適当であるかということはなかなか難しい問題であるということをお紹介しておきたいと思っております。

伊藤座長 これもかねてからの難しい問題であるという御指摘がございまして、最終的には立案の担当の方にお任せせざるを得ないような性質の事項でございますが、何か御意見をいただければ、参考にさせていただくという意味で大変有り難いと思っておりますが、いかがでしょうか。

中川委員 時間も時間でございます、御意見を別途、後日でもいただいて、それをいろいろと検討させていただくということで、今すぐ出てくるのもなかなか難しいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

伊藤座長 そうですね。議論を聞かせるとか、そういう性質の話ではないかと思っておりますので、適宜事務局、幹事の方に御意見を頂戴できれば大変有り難いと思っております。

越委員 確か以前に、深山委員が、「必ずしも弁護士法人とAとBと三つできるとは限らない。立法技術上可能であれば、例えば弁護士法人とB法人を一つの法人形態と定義するようなことはあり得る。」というような御発言をされていたのを記憶いたしております。そうすると、必ずしも三つできるわけではなくて、結果として、二つかもしれないということだと、名前をこしらえるのも二つで済みますので、そこら辺ある程度先に示していただけたら考えやす

いと思います。

伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

渡邊幹事 今回の御意見の関係、記憶では、深山委員がおっしゃっていたのは、要するに、最終的に法人制度としては三つできることになるのだけれども、これらの制度をどの法律で規律していくかということについてはさまざまな考え方があって、例えばB法人が弁護士法に規定している弁護士法人制度になぞらえて弁護士法に入れていくという考え方もあるかもしれないし、法人制度が三つできるので、規定の類似性等を勘案して一つの法律を新たにつくって三つの法人制度を規律するという考えられるという、法型式の話でなかったかと思えますので、その点だけちょっと指摘させていただきます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

一応本日の審議は、他に特段の御意見がなければここで閉会にさせていただきますが、今回は、事務局側が作成いたしました最終報告書につきまして御審議をお願いしたいと思いますので、次回以降の進行の方針について幹事から説明をお願いいたします。

渡邊幹事 ようやくA法人制度、B法人制度の大きな枠組みについて議論が収れんされてきたと思っております。そこで、事務局といたしましては、次回までの間に最終報告のたたき台を作成させていただきまして、今回はこれについて御審議いただき、最終的な取りまとめを行っていただくということを考えています。

伊藤座長 ということで、ただいま渡邊幹事から説明がございましたような運びでよろしゅうございますか。

それでは、そのように進めさせていただきます。

次回の研究会でございますが、12月3日木曜日、午後3時から、本日と同じこの場所で開催する予定でございます。

どうも長時間ありがとうございました。どうぞ次回もよろしくお願いいたします。

—了—